

13 外国人住民数

(1) 高知県国籍・地域別外国人住民数推移【5年間】

県国際交流課調べ

国名	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	国名	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
アンゴラ	2	1	1			モルドバ共和国				1	1
アルゼンチン	4	2	1	1	2	モンゴル	16	7	7	4	5
アルメニア共和国					1	モロッコ	3	2	2	2	2
オーストラリア	43	40	47	35	41	ノルウェー				1	
オーストリア				3		ネパール	8	9	13	20	21
バングラデシュ	30	33	28	24	24	オランダ	4	5	4	3	3
ベルギー	1	1	1	2	1	ニュージーランド	20	19	15	15	14
ブラジル	17	18	22	20	16	ナイジェリア	1	1	1	1	2
カンボジア	2	2	2	4	3	パキスタン	4	4	4	3	9
カナダ	18	26	26	23	24	パナマ			1		
中央アフリカ共和国					1	パプア・ニューギニア		1	1	1	
チリ			3			パラグアイ	2	1		1	1
中国	1,474	1,426	1,375	1,287	1,259	ペルー	4	5	7	7	5
コロンビア	3	4	2	2	2	フィリピン	534	549	538	542	541
コンゴ民主共和国	2	3	5	7	8	ポーランド	1	1	1	1	1
キューバ	1	1	8	1	1	ルーマニア	9	7	7	6	6
チェコ		2	1	1		ロシア連邦	3	5	8	2	2
デンマーク	3	3	3	3	2	シンガポール	4	2	2	3	3
ドミニカ共和国	1	1	1	2	2	スロバキア			2		
エジプト					1	サモア		1	1		
エストニア			1	1		南アフリカ共和国	10	9	8	9	10
エチオピア	1			1	1	南スーダン				1	
フィジー	2					スペイン	3	3	5	4	4
フランス	4	5	6	9	8	スリランカ	7	5	6	3	6
ドイツ	5	5	5	5	7	スーダン共和国					1
ガーナ	2	1	2	1	2	スウェーデン	3	3	3	5	3
ホンジュラス	2	2	2	3	3	台湾				36	35
ハンガリー	1	1	1	1	1	タイ	53	51	64	50	48
インド	28	24	31	35	32	トンガ	2	2	2	2	2
インドネシア	256	235	209	196	191	チュニジア	1	1	1		
イラン	2	3	3	2	2	トルコ	2	1	1		
アイルランド	5	4	3	3	2	ミャンマー	6	4	1	2	5
イタリア	1	1				英国	46	47	49	44	49
ジャマイカ	1	1	1	1	1	米国	123	124	119	118	116
ケニア	2	2	1	1	2	ブルネイ		1	1	1	1
韓国又は朝鮮	681	655	651	638	607	ウクライナ	1	1	2	1	1
クウェート		1	1			ベトナム	132	135	136	151	183
ラオス	6	6	7	5		ベナン			1	1	
ラトビア共和国					1	ウズベキスタン	4	4	4	4	4
ルクセンブルグ	1	1	1	1	1	セルビア・モンテネグロ	1	1	1	2	1
マレーシア	14	15	12	11	12	無国籍(パレスチナなど)					
メキシコ	3	5	4	3	2	計	3,625	3,541	3,485	3,379	3,348

(注) 登録者数は、各年12月末日現在のデータである。

(2) 高知縣市町村別外国人住民数推移【5年間】

県国際交流課調べ

市町村名	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	市町村名	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
高知市	1,405	1,432	1,461	1,421	1,420	芸西村	7	7	4	4	7
室戸市	79	73	73	84	72	本山町	15	16	16	19	20
安芸市	40	40	36	28	34	大豊町	45	52	49	45	37
南国市	279	261	231	207	208	土佐町	27	26	26	26	26
土佐市	96	104	110	109	214	大川村	1	1	1	1	1
須崎市	552	487	481	445	313	いの町	38	37	35	37	34
宿毛市	70	72	65	61	63	仁淀川町	39	33	33	31	39
土佐清水市	68	64	61	61	55	中土佐町	38	34	38	40	38
四万十市	126	114	108	108	102	佐川町	47	48	19	25	28
香南市	128	131	143	141	135	越知町	14	15	15	16	16
香美市	211	199	197	204	220	梶原町	6	6	8	6	5
東洋町	46	37	22	16	17	日高村	7	8	6	7	8
奈半利町	15	18	12	9	9	津野町	28	26	25	22	23
田野町	5	5	5	9	9	四万十町	68	73	79	79	70
安田町	4	4	3	2	2	大月町	11	11	13	11	11
北川村	3	3	3	3	4	三原村	10	10	11	11	12
馬路村	1	1	1	1	2	黒潮町	96	93	95	90	94
						合計	3,625	3,541	3,485	3,379	3,348

(注) 登録者数は、各年12月末日現在のデータである。

(3) 高知県 住民基本台帳法第30条の45区分別外国人住民数推移【5年間】

県国際交流課調べ

区分	在留資格	活動内容等	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
特別永住者		入管特例法によって定める特例の在留資格。1945年9月2日以前から引き続き日本に在留する者及びその子孫	557	533	543	541	507
一時庇護許可者							
経過滞在者							1
中 長 期 在 留 者	教 授	日本の大学、これに準ずる機関、高等専門学校での研究、指導、教育活動	23	23	22	29	32
	芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学等の芸術活動					
	宗 教	外国から派遣された宗教家が行う布教等の宗教活動	3	3	3	2	2
	報 道	外国の報道機関との契約による取材、報道活動					
	投 資 ・ 経 営	日本での貿易、事業経営、又はこれらの事業に投資して経営する者	2	2	3	5	5
	法 律 ・ 会 計 事 務	外国法事務弁護士、外国公認会計士等、法律上の資格を有して行う法律・会計業務					
	医 療	医師、歯科医師等、法律上の資格を有して行う医療活動に従事する者					
	研 究	日本の公私の機関との契約に基づき行う研究業務に従事する者	3	4	3	3	3
	教 育	日本の小学校、中学校、高校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校等での教育活動に従事する者	112	112	104	104	99
	技 術	日本の公私の機関との契約に基づく理学、工学、自然科学の分野に関する技術、知識を要する業務に従事する者	15	11	13	10	6
	人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づく法律学、経済学、社会学、その他人文学に関する知識を必要とする業務、又は、外国文化の思考、感受性を必要とする業務に従事する者	66	62	58	49	61
	企 業 内 転 勤	日本の本店、支店、事業所がある公私の機関の外国事業所職員が、日本にある事業所等に転勤し、技術・人文知識・国際業務に従事する場合	7	2	5	3	18
	興 行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の芸能活動に従事する者	17	12	34	1	2
	技 能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	26	37	42	43	37
	技 能 実 習 1 号 イ	日本の公私の機関の外国事業所職員等で、日本の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の日本にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識(以下「技能等」という。)の修得をする活動(当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。)		37		38	
	技 能 実 習 1 号 ロ	法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監視の下に日本の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動		154	268	264	305
	技 能 実 習 2 号 イ	前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する日本の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動					
	技 能 実 習 2 号 ロ	技能実習1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する日本の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監視の下に当該業務に従事するものに限る。)		195	385	410	424
	文 化 活 動	収入を伴わない、学術上・芸術上の研究者等	11	7	8	6	5
	短 期 滞 在	観光目的や会議参加者等	18	12	11		
留 学	大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校等の学生	651	599	569	511	482	
研 修 生	研修生	311	82	16	4	3	
家 族 滞 在	就労外国人が扶養する配偶者や子	85	85	81	73	68	
特 定 活 動	ワーキングホリデーや経済連携提携に基づく外国人看護師、介護福祉士候補者等	464	282	39	22	23	
永 住 者	永住許可を受けた者	714	760	789	825	837	
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子	423	392	366	330	314	
永住者の配偶者等	永住者の在留資格を持つ者の配偶者、日本で出生し引き続き在留している実子	16	21	18	13	15	
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し在留を認める者(日系3世、中国残留邦人等)	93	103	100	93	99	
未 取 得 者		2	7	4			
そ の 他		6	4	1			
合 計			3,625	3,541	3,485	3,379	3,348

(注) 登録者数は、各年12月末日現在のデータである。